

このコーナーでは、Q&A形式で『農業農村整備事業（以下、NN事業）』についての紹介をしています！

前回までに『NN事業では、どんなことが出来るの？（H11. 4月号）』という質問に対して、NN事業を7つに分けて、これまで、

- 「水田の整備」 (H23. 7月号)
 - 「樹園地の整備」 (H23. 10月号)
 - 「かんがい排水施設の整備」 (H24. 1・4・10月号)
 - 「農地防災事業」 (H25. 1月号)
- の説明を行ってきました。

今回は、「農地防災事業」のうち、重要な水源のひとつである「ため池整備の事業制度」の説明です！

1 県下には3,255箇所ものため池が！

瀬戸内の少雨地帯に位置し慢性的な水不足地域である本県では3,255カ所のため池があり、うち今治市に859箇所、ついで松山市に679箇所あり、この2市で約半数を占めています。

また、ため池の貯水量は約83,000千m³に及び、農業用12ダムの貯水量約34,000千m³と併せて、県内の重要な水源となっています。

2 ため池改修の目安

ため池改修の目安として次の条件が挙げられます。

① 堤体からの漏水

- ・漏水量が堤長100m当たり60リットル／分を超える。
- ・貯水位が一定でも、漏水量の変動が10%以上増加する。
- ・堤体下流法面の高い位置から漏水している。

② 堤体形状の変形・浸食・不足

- ・堤体断面が築造当時と比較して5%以上浸食されている。
- ・堤体天端から貯水位までの高さに余裕がない。

③ 洪水吐や底樋の機能不足

- ・洪水吐や底樋が改修されていない。
- ・改修されている同規模のため池と比較して、断面が著しく小さい。

④ 安全管理施設の機能低下

- ・洪水等からのため池の安全を確保するための施設（緊急放流ゲート等）が機能低下している場合、または不備がある場合で、ため池の安全管理上、著しく支障を来している。

日常の点検において、漏水や異常を確認した場合は、お近くの地方局農村整備課、市町、水土里ネットえひめにお気軽にご相談ください。

3 ため池の構造

ため池の構造は、

- ① 堤体
- ② 余った水を流す 洪水吐
- ③ 水の取水等に使用する 取水施設
- ④ 池干し時の排水等に使用する 底樋管
- ⑤ 堤体内のり面を浸食から保護する 張ブロック
- ⑥ 堤体に浸透した水をすみやかに排出する 腰石積
- ⑦ 緊急時にため池の水位を下げる 緊急放流ゲート
- ⑧ 底樋管より土砂を排出させる 土砂吐ゲート

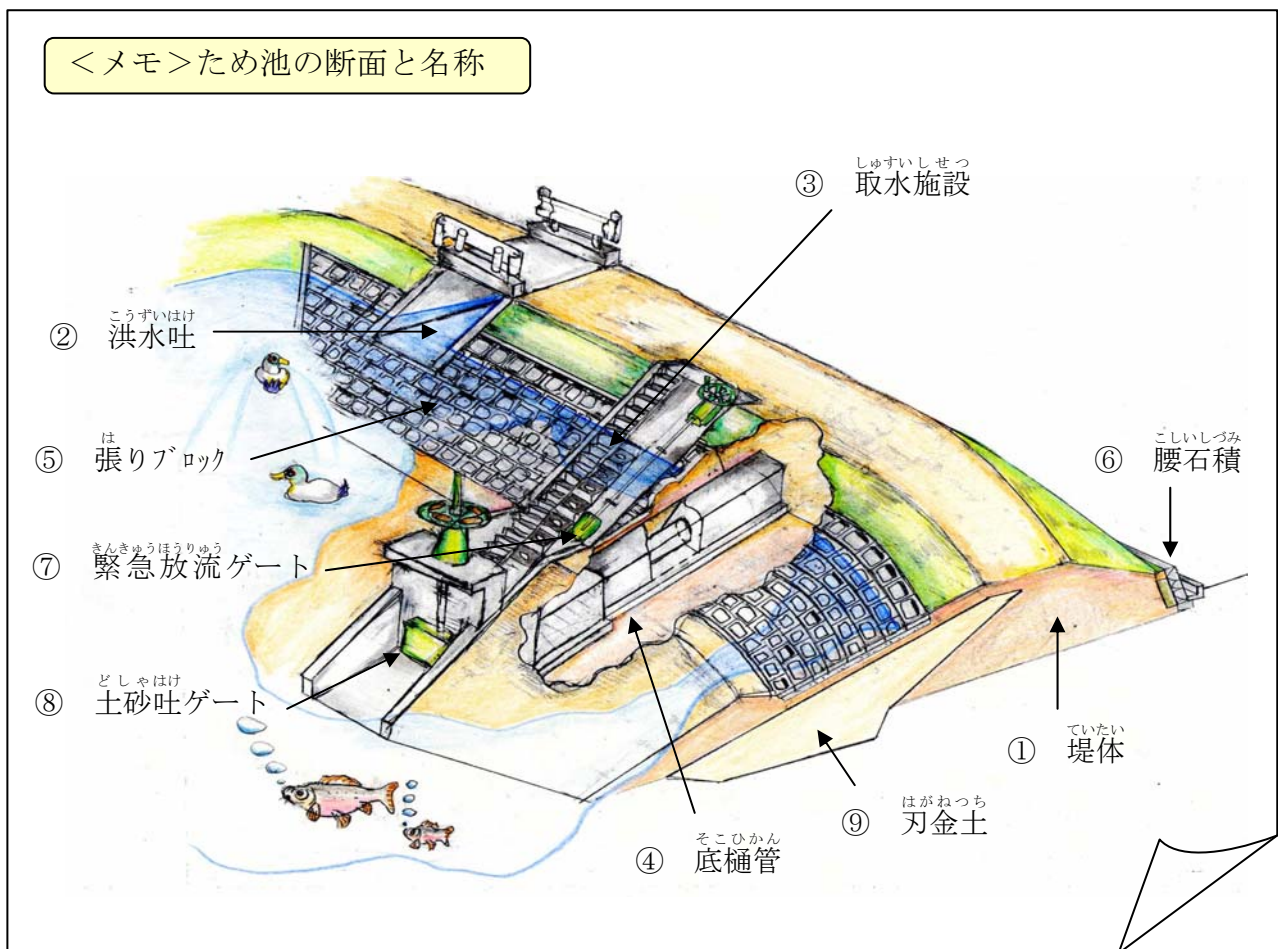
の他、堤体の中に、

- ⑨ 水を遮水する 刃金土(粘土)

から構成されます。

これらの中でも刃金土の確保や土捨場・運搬路の確保がため池改修費用の大きなポイントとなります。島しょ部等で刃金土の確保ができない場合は、これに代えて堤体内のり面にゴムシートを貼り遮水する工法や堤体内に遮水シートを埋設する工法があります。

また、平成17年度以降に改修したため池では、地震や洪水等の不測の事態に備えて、水位を1日で2m程度（小さいため池は貯水位の1/3）緊急降下させる緊急放流ゲートを設置しており、ほとんどの地区では取水施設と兼用しています。



4 ため池改修の事業制度について

1. ため池整備事業（農村地域防災減災事業）

1) 事業主体 県、市町等

2) 事業内容

農業用ため池（災害防止用のダムを含む）の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備。

3) 採択要件

①単独ため池整備

- ・受益面積 県 営：2 h a 以上
団体営：10（5）h a 未満（）：中山間地域特例
- ・総事業費 800万円以上
- ・貯水量 1,000トン以上

②複数ため池または総合整備

- ・受益面積 複数ため池または複数工種との合計：10 h a 以上
- ・総事業費 800万円以上
- ・貯水量 1,000トン以上

4) 補助率

①単独整備

事業主体	区分	負担割合(%)			備 考
		国	県	地元	
県 営	内 地	50	25	25	
	中山間	55	25	20	※1
	離 島	60	未定	未定	
団体営	内 地	50	15	35	
	中山間	55	15	30	※1
	離 島	60	未定	未定	

②複数ため池または総合整備

事業主体	区分	負担割合(%)			備 考
		国	県	地元	
県 営	内 地	50	27.5	22.5	
	中山間	55	27.5	17.5	※1
	離 島	60	27.5	12.5	

※1 中山間とは、中山間地域を含む市町

2 中山間地域総合整備事業・集落基盤整備事業※旧農村振興総合整備事業

1) 事業主体 県、市町

2) 主な事業内容

- ① 市町が策定する農村振興基本計画に基づき、農業生産基盤の整備及び集落基盤の整備を総合的に実施。

3) 実施要件

①中山間地域総合整備事業

事業タイプ		県営	団体営	面積のとり方
集 落 型	一般型	60ha 以上	20ha 以上 ※10ha 以上	農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業の受益面積の合計
	生産基盤型	20ha 以上	10ha 以上	ほ場整備事業 10ha 以上及びその他農業生産基盤整備事業の受益面積の合計(農業生産基盤整備事業のみを対象とし、ほ場整備単独での実施も可)
広域連携型		60ha 以上		農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業の受益面積の合計

※林野率 75%以上、かつ主傾斜 1/20 以上の農用地が 50%以上を占めている地域

②集落基盤整備事業

総事業費 2 億円以上

4) 補助率

①中山間地域総合整備事業

区 分	国		県
	内地	離島	
県 営	55%	60%	30%※箱物、公園整備にかかるものは、原則 0%
団体営	55%	60%	0～15%、ため池は15%

②集落基盤整備事業

区 分	国	県
県 営	50%	25%※ただし、箱物等にかかるものは、原則 0%
団体営	50%	0～15%、ため池は15%

3. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）

1) 事業主体 市町、土地改良区、農業協同組合等

2) 主な事業内容

- ①農業用排水施設の新設、廃止又は変更、保全対策
 ②農道の新設又は改良、樹園地を主体とした園内作業道
 ③暗渠排水、客土
 ④区画整理
 ⑤農地造成、交換分合、農用地保全

3) 実施要件

- ①受益面積 ①～④のいずれか又は2工種以上の受益面積の合計が 5 ha 以上
 ②総事業費 500 万円以上

4) 補助率 内地 国 50% 県 0～15%、ため池は 15%

6 法 国 55% 県 0～15%、ため池は 15%

(6法：過疎、山振、離島、半島、特定農山村、特別豪雪又は急傾斜地帯)

4. 県単独土地改良事業

1) 事業主体 市町、土地改良区

2) 主な事業内容

①かんがい排水 用排水路、樋門、湧水池、揚水機場、ため池（浚渫を含む）、井堰等の新設又は改修

②農道 農道（舗装を含む）、又は軌道の新設又は改修
（道路にあつては用地買収費及び補償費を含む）

③区画整理 農地の区画形質の変更、客土、暗渠排水、土壌改良、交換分合又は換地

④その他知事が必要と認める農業用施設の新設又は改修（災害復旧事業を除く）

3) 実施要件

①受益面積 5 ha 以上（中山間地域等については1 ha 以上）

②総事業費 100 万円以上

4) 補助率

工 種	県費	備 考
(1) かんがい排水	40%	ため池
(2) 農 道	50%	
(3) 区 画 整 理	60%	市町村が30%以上を負担する場合
	50%	上記以外
(4) その他知事特認	40%	

5 ため池の浚渫について

1) 改修工事に伴い減少する貯水量の回復について

ため池改修工事において、堤体断面が大きくなり、ため池下流方向には大きくできないため池は、貯水側の断面が大きくなるため、貯水量が減少することがあります。

このように、堤体下流部での堤体補強が困難かつ貯水側での堤体補強する方が有利な場合は、ため池改修と併せて、改修時点の貯水量まで回復することができます。

【参考例】

① 築造時の貯水量：100%とした場合

② 現在の貯水量：80%

③ 改修後の貯水量：70%

の場合、②の80%までの貯水量回復は可能。

2) ため池改修工事と併せ行うしゅんせつについて

ため池改修工事と併せ行うしゅんせつは、ため池の安全性を損なわないものとし、次のいずれかの要件を満たす必要があります。

また、地域資源の有効利用や工事費削減の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土や基盤土等として有効活用努める必要があります。

① 貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上のもの。

② 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、貯水量がおおむね10万 m^3 以上30万 m^3 未満、堤高がおおむね10m以上のものであつて、堆砂量がおおむね3万 m^3 以上のもの。

- ③ 池敷地内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね1,000㎡以上のもの

この他にも、防火用水等の貯水機能を付加させるために行うしゅんせつや避難地等の基盤土として利用を目的とするしゅんせつも可能ですので、詳細は、お近くの地方局農村整備課、市町、水土里ネットえひめにお気軽にご相談ください。

6 ため池の安全対策について

毎年ため池では多くの事故が発生しています。

日頃の点検や看板の設置等に加えて、抜本的な安全対策が必要な場合は、一定の要件を満たせば次の補助制度の活用も可能ですので、お近くの地方局農村整備課、水土里ネットえひめにお問い合わせください。

1. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（土地改良施設保全）

1) 事業主体 市町、土地改良区等

2) 事業内容

事業区分	要件	負担割合 (補助率)	メニュー
安全施設 整備	<ul style="list-style-type: none"> ○対象施設 用排水路、ため池、頭首工、用排水機場 ○受益面積 <ul style="list-style-type: none"> ・設置箇所における支配面積が5ha以上 ・複数箇所に設置する場合は、水路系統が同一であること。 ・総事業費500万円以上 	国 50(55)% 県 0% ※()は5法指定地域等 土地改良事業の一部として本体と併せて安全施設を設置する場合は、5～15%。	用排水路、ため池、頭首工、用排水機場の安全施設として ①フェンス ②ふた ③スクリーン等の設置

3) 留意事項

- ① 当該水路等が次に掲げる場所等のいずれかに接し、又は近接していること。
- ア 通学路等通常子供が通行する場所
 - イ 通常子供が遊んでいる場所
 - ウ 幼稚園、小学校等
 - エ 住宅地等
- ② その他水難事故防止上必要な場所

2. 農地・水保全管理支払交付金

1) 事業主体 市町、土地改良区等

2) 事業内容

事業区分	要件	負担割合 (補助率)	メニュー
向上活動支援交付金	<ul style="list-style-type: none"> ○活動計画書に対象施設、対象活動とし位置付けていること 	当該交付金より拠出	活動計画書に位置付けた水路、ため池への安全施設の設置